

吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定評価項目及び配点

選定基準	評価項目	審査の基準	配点	配点 (詳細)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1) 施設の設置目的を効果的に達成し、市民のスポーツ推進に寄与できること	ア 施設の設置目的に合致している	(ア) 施設の設置目的に合致した事業内容になっている。	20	5	4	5	4	5	4
	イ 施設の運営理念、運営方針	(ア) 施設運営におけるビジョンや方針が具体的に示されている		5	4	5	3	5	4
	ウ 事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性	(ア) 利用者にとって独創的で魅力ある事業計画内容となっている		10	6	6	6	8	8
(2) 市民の平等な利用が確保されること	ア 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	(ア) 高齢者、障がい者等、全ての市民の施設利用に対する配慮がなされている	25	10	6	7	7	8	8
	イ 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	(ア) 日常業務における衛生管理を含む安全対策や防犯対策、事故等の適切な対応など、利用者の安全確保への取組が具体的に示されている		5	4	4	4	5	3
		(イ) 災害などの非常時に、迅速に対応できる危機管理体制及び市との連絡体制がつくられている		5	4	4	4	5	3
		(ウ) 災害時や人命救助等についての各種訓練の実施計画が具体的に示されている		5	4	5	4	5	3
		(エ) 個人情報の取扱いについて関係諸法令を遵守した提案がなされている		5	4	5	4	5	3
(3) 事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	ア 安定的かつ円滑な管理運営が可能となる人的能力	(ア) 適正な人員配置、責任の所在が具体的に示されているとともに、適正な労働環境が整備されている	20	10	8	6	7	10	6
	イ 安定的な施設管理のための具体的方策	(ア) 施設の予防保全を前提とした管理体制及び取組の具体的内容が示されている		5	4	4	4	5	3
	ウ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	(ア) 過去3年間の決算報告書の経常及び営業損益から組織的、財政的能力がある		5	3	4	5	5	3
(4) 団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること	ア 地域経済の活性化	(ア) 団体の所在地等が市内である	5	2	1	1	1	1	1
	イ 地域貢献・社会的貢献への方策	(ア) 市民スポーツの推進に関する事業や活動の市内での実績がある		3	3	3	3	3	3
(5) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(自主事業の内容を含む。)	ア サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	(ア) 接遇、人権、個人情報、法令遵守等に係る職員研修の方針及び計画が示されている	20	5	3	4	4	4	4
		(イ) 効果的な市民サービスの向上策が具体的に示されている		5	3	3	3	5	4
		(ウ) 施設の魅力向上やにぎわいの創出、利用者の満足度や利便性向上等が期待できる自主事業が提案されている		5	4	3	3	4	4
	イ 施設の設置目的を達成するための利用促進の方策	(ア) 効果的な宣伝・広報活動の提案及び積極的な集客対策、活用方法の提案がなされている		5	3	3	3	4	3
(6) 管理経費の縮減が図られていること	ア 管理経費の縮減	(ア) コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されている	10	5	3	3	4	4	3
		(イ) 縮減額／応募者中の最大縮減額×5点 ※縮減額:指定管理料限度額－事業者申請額 縮減額が0の場合は0点とする		5	5	5	5	5	5

合計1007275749172